第十四条の四第三項中「訳文」を「日本語による翻訳文」に改める。

第十四条の十一第三項及び第十四条の十二第二項中「掲げる」を「定める」に、「訳文」を「日本語による翻訳文」に改める。

第十四条の十四の二第一項第二号中「(法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下この号において同じ。)」を削る。

第十五条の二の二第七項、第十六条第六項及び第十七条第二項中「訳文」を「日本語による翻訳文」に改める。

第十七条の二第二項を削る。

第十七条の三第二項第一号中「第3　事業の状況」の「4　事業等のリスク」及び「7　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を「第2　企業の概況」の「1　主要な経営指標等の推移」及び「3　事業の内容」に改め、同項第二号中「第3　事業の状況」の「4　事業等のリスク」に改め、同条第三項中「有価証券報告書に記載すべき事項」の下に「(次項第二号において「発行者情報」という。)」を加え、「のうち、前項各号に掲げる項目に記載すべき事項を日本語によつて記載したもの」を「(同項第一号において「不記載事項」という。)のうち、前項に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの(当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。)」に改め、同条第四項第一号中「第八号様式又は第九号様式による有価証券報告書に記載すべき事項のうち、外国会社報告書に記載されていない事項(前項に規定するものを除く。)」を「不記載事項(第二項に定める事項を除く。)」に改め、同項第二号中「当該有価証券報告書に記載すべき事項」を「発行者情報」に改め、同条第五項中「訳文」を「日本語又は英語による翻訳文」に改める。

第十七条の四第七項中「訳文」を「日本語又は英語による翻訳文」に改める。

第十七条の八中「(同項に規定する外国において開示をいう。第十八条の四において同じ。)」を削る。

第十七条の九第一項中「第十七条の三第一項及び第四項(第五号に係る部分に限る。)」を「第十七条の三(第四項第三号及び第四号を除く。)」に改める。

第十七条の十第二項中「訳文」を「日本語による翻訳文」に改める。

第十七条の十二第四項中「第十七条の三第四項(第一号及び第二号を除く。)及び第五項」を「第十七条の三第四項第三号から第五号まで」に改める。

第十七条の十三中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第十七条の十四第一項中「第十七条の十二第一項」を「第十七条の十一」に改める。

第十七条の十五第三項及び第十七条の十五の二第六項中「訳文」を「日本語による翻訳文」に改める。

第十七条の十七第二項第一号中「第3　事業の状況」の「3　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を「第2　企業の概況」の「1　主要な経営指標等の推移」及び「2　事業の内容」に改め、同項第二号中「第6　経理の状況」の「1　四半期財務書類」を「第3　事業の状況」の「1　事業等のリスク」に改め、同条第三項中「四半期報告書に記載すべき事項」の下に「(次項第一号において「発行者情報」という。)」を加え、「のうち、前項各号に掲げる項目に記載すべき事項を日本語によつて記載したもの」を「(同項第一号において「不記載事項」という。)のうち、前項に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの(当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。)」に改め、同条第四項第一号中「第九号様式による四半期報告書に記載すべき事項のうち、外国会社四半期報告書に記載されていない事項(前項に規定するものを除く。)」を「不記載事項(第二項に定める事項を除く。)」に改め、同項第二号中「当該有価証券報告書に記載すべき事項」を「発行者情報」に改め、同条第五項中「訳文」を「日本語又は英語による翻訳文」に改める。

第十七条の十九第一項中「第十七条の十七」を「第十七条の十七第一項」に改める。

第十八条第二項中「訳文」を「日本語による翻訳文」に改める。

第十八条の三第二項第一号中「第3　事業の状況」の「1　業績等の概要」を「第2　企業の概況」の「1　主要な経営指標等の推移」及び「2　事業の内容」に改め、同項第二号中「第6　経理の状況」の「1　中間財務書類」を「第3　事業の状況」の「4　事業等のリスク」に改め、同条第三項中「半期報告書に記載すべき事項」の下に「(次項第二号において「発行者情報」という。)」を加え、「のうち、前項各号に掲げる項目に記載すべき事項を日本語によつて記載したもの」を「(同項第一号において「不記載事項」という。)のうち、前項に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの(当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。)」に改め、同条第四項第一号中「第十号様式による半期報告書に記載すべき事項のうち、外国会社半期報告書に記載されていない事項(前項に規定するものを除く。)」を「不記載事項(第二項に定める事項を除く。)」に改め、同項第二号中「第十号様式による半期報告書に記載すべき事項」を「発行者情報」に改め、同条第五項中「第十七条の三第四項(第一号及び第二号を除く。)及び第五項」を「第十七条の三第四項第三号から第五号まで」に改める。

第十八条の五第一項中「第十八条の三第一項」を「第十八条の三」に改める。

第十八条第六項中「訳文」を「日本語による翻訳文」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、報告書提出外国会社が外国会社臨時報告書を提出する場合であつて前二項に掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

第十九条の二の次に次の一条を加える。

(外国会社臨時報告書の提出)

第十九条の二の二　法第二十四条の五第十五項に規定する内閣府令で定める場合は、臨時報告書を提出する理由が日本語で記載されている場合その他報告書提出外国会社(法第二十四条第八項に規定する報告書提出外国会社をいう。次項において同じ。)が臨時報告書に代えて外国会社臨時報告書を提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

2　法第二十四条の五第十五項の規定により外国会社臨時報告書を提出しようとする報告書提出外国会社は、第十号の二様式により、外国会社臨時報告書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

第十九条の五第二項及び第十九条の六第七項中「訳文」を「日本語による翻訳文」に改める。

第十九条の八第二項第一号中「規定する」を「定める」に改め、同条第四項中「訳文」を「日本語又は英語による翻訳文」に改める。

第二号様式記載上の注意(3)d中「提出会社の」を「提出会社を」に、「を主幹事会社」を「とする金融商品取引業者を主幹事会社」に改め、同記載上の注意(12)e中「規定する割当日」の次に「(同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行う場合は、同法第278条第1項第3号に掲げる当該新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日)」を加え、同記載上の注意(12)gを次のように改める。

g　「新株予約権証券の引受け」については、(11)に準じて記載すること。ただし、法第2条第6項第3号に掲げる方法による新株予約権証券(同号に規定する新株予約権証券をいう。以下このgにおいて同じ。)の引受けの場合は、次の(a)から(f)までに定めるところにより記載すること。

(a)　元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。

(b)　「引受けの条件」の欄には、引受けの態様、引受人に支払う手数料、引受人が会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等を記載すること。

なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料、引受人が会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等は当該算式に基づいて記載すること。

(c)　「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権(法第2条第6項第3号に規定する新株予約権をいう。以下このgにおいて同じ。)の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになつたと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。